

林業関係制度金融早見表

資金の種類		融 資 (●)											債務保証 (○)					
		日本政策金融公庫 (主な資金)								栃木県 (環境森林部)					(独) 農林漁業信用基金			
窓 口										栃木県 (直接方式) 足利銀行、栃木銀行 (転貸方式)	栃木県林業労働力確保支援 センター	栃木県森林組合連合会 (転貸方式により県内各森 林組合)	農林中金 (預託)	足利銀行、栃木銀行 (預託)				
資金の名称		林業基盤整備資金 (造林)	林業基盤整備資金 (利用間伐推進)	森林整備活性化資金	農林漁業セーフティネット 資金 (林業)	林業経営育成資金(林地 取得)	林業構造改善事業推進 資金	農林漁業施設資金(共同 利用施設)	農林漁業施設資金 (主務大臣施設)	林業・木材産業改善資金	林業就業促進資金	特用林産振興資金	森林組合協業化促進 資金	木材産業等高度化推 進資金		債務保証 (注4)	地域材供給増進事業 のうち 木造公共建築物・木 質バイオマス利活用 施設の整備資金等に 係る利子助成 (注4)	
										設備資金	就業資金	運 転 資 金						
融 資 条 件	利 率 (%)	0.65~1.55	1.4	無利子	0.65~1.4	0.65~1.4	1.4~2.55	1.4~1.75	1.4~1.55	無利子	無利子	年利 (1.28%)	県森連：年利 (1.6%) 森林組合：年利 (1.7%)	1.30~ 1.60 (0.90~ 1.20) (注3)	1.45~ 1.80 (1.05~ 1.40) (注3)	<保証利率> 0.15~1.80	借入金利率を最大 2%まで助成	
	利子助成期間 (年)	-	-	-	-	15★	5(10) ※経営管理実施権の設 定を受けた者(10) ※設定を受けたらると して県が公表した者 (5)	15★	15★	-	-	-	-	-	-	-	-	15
	償 還 期 限 (以内/年)	30~55	20	30	15	25~35	20	20	15	10	20	1 (当該年度内)	2 (当該年度内)	1	5	<保証期間> 設備資金10~15 運転資金1~5	-	
	据 置 期 間 (以内/年)	20~35	20	20	3	25	3	3	3	3		1 (当該年度内)	2 (当該年度内)	-	1		15	
	融 資 率 (%)	80~90	100, 90	無利子部分の割合が 2/7, 1/2, 3/5	-	80~100	80	80	80	100	-	-	県が農林中金へ預託 (2.5倍協調)	100	100	一般資金、80%保 証、制度資金等、 100%保証	※事業実施主体 特定非営利法人活 木活木ネットワーク	
	限 度 額	-	-	-	600万円 (例外有)	林業経営改善計画認定 の有無により異なる	・補助 ・負担額の80% ・非補助 ・負担額の80%又は 〔素材生産に必要な機 械：2億円、特用林産物 生産機械(法人)：5,000 万円、林産物処理加工機 械：3億円、林産物流通 機械：15,000万円、森林 レク施設：1億円、それ 以外(法人)：2,600万円 等〕のいずれか低い 額。	・補助：負担額の80% ・非補助 一般：負担額の80% 又は〔素材生産施設：2 億円、林産物処理加工施 設10億円、複合経営施設 (法人)：3,000万円 等〕のいずれか低い 額。 ・林業経営改善計画、 特別振興事業：負担額 の80%	個人：1,500万円 会社：3,000万円 会社以外の団体：5,000万 円 (木材産業に係る林業・木 材産業改善措置を実施す る場合は、それぞれ1億円)	研修資金： 5~15万円以内/月 準備資金：150万円以 内 認定事業者への貸付 は上記の80%	個人：200万円 協業体：300万円	5千万円~ 1億円(特認あり)		-	-	-	-	
貸付対象者		林業を営む者(個人、会 社等)、森林組合連合会、 森林組合、農業協同組合	林業を営む個人、 法人、森林組合、 森林整備法人で、利用間 伐に係る計画認定者	林業を営む者で、林業経 営改善計画と森林整備合 理化計画又は森林経営 計画(複層林転換に限る) の認定者 (注1)	林業経営改善計画認定 者等	林業経営改善計画の認 定を受けた者、林業を営 む個人、法人、森林組合 連合会、森林組合、農業 協同組合等	森林組合連合会、森林組 合、 農業協同組合、協同組合	林業を営む者、個人・会 社、生産森林組合、等	林業従事者、木材産業を 営む者、これらの組織する 団体等	林業就業予定者 認定事業主	きのご類販売を行う個 人又は協業体	森林組合連合会、 森林組合	森林所有者、 森林組合、 素材生産業を営む者、 木材製造業を営む者、 市場開設者等で合理 化計画等の認定者	農林漁業信用基金に 出資する林業者・木 材産業者等(注5)	木造公共建築物及 び木質バイオマス 利活用施設を整備 する団体			
資 金 使 途	森 林 ・ 素 材	森林又は立木を取得したい				●				●					●	○		
		素材・木材製品を購入したい													●	○		
		造林・間伐などの森林整備を したい	●	●	●						●			●(注2)	●	○		
	機 械 ・ 施 設	作業道を整備したい	●	●	●						●						○	
		作業機械を購入したい	●	●	●					●	●						○	
		樹苗養成施設を作りたい								●	●						○	
		林産物の処理・加工・流通・ 販売施設を作りたい								●	●						○	
		特用林産物の処理・加工・流 通・販売施設を作りたい								●	●						○	
		きのご栽培用原木等の取得及 び種菌を購入したい										●						
		バイオマス利活用施設を作 りたい								●							○	▲
	経 営 ・ 技 術	木造公共建築物を作りたい・ 内装を木質化したい																▲
		施業集約化をしたい								●							○	
		新技術・新商品の開発を行う								●							○	
運 転 資 金	長期の運転資金が必要				●										●	○		
	短期の運転資金が必要										●	●	●			○		
借 換	公庫資金・民間資金の借換を したい		●															
就 業	林業に就業するために必要な 技術等習得研修を受講したい									●								
	林業に就業するために必要な 移転その他事前活動に必要な 準備をしたい									●								

本表中の各資金の利率は、平成31年2月21日現在のものです。最新の貸付利率は、日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。

(注1) 林業基盤整備資金(造林又は利用間伐推進)を併せて借りの方が対象となります。

(注2) 栃木県森林組合連合会及び栃木県林業労働力確保の促進に関する法律に基づき認定を受けている森林組合が所属員及び組合員の委託を受けて行う事業に限られます。

(注3) 利率欄の()内は、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証を受ける場合の利率を表します。

(注4) 債務保証及び利子助成の対象は、民間金融機関からの借入れに限られます。

(注5) 具体的な対象業種は、造林育林業者、素材生産業者、木材・木製品製造業者、森林組合、木材卸売業者、木材市場開設者等です。